

山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成26年山形村告示第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの活用による地球温暖化防止と自然環境保全のため、住宅用太陽光発電システムを設置する村民に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、山形村補助金等交付規則（平成23年山形村規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助金の交付対象とする設備及び要件）

第2条 補助金の交付対象とする太陽光発電設備（以下『対象システム』という。）は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連係し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kw表示とし、小数点以下2桁未満は四捨五入）をいう。以下同じ。）が10kw未満のものであるもの
- (2) 未使用品のもの
- (3) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの
- (4) 村長が別に定める技術仕様書の要件に適合するもの

2 この要綱による補助の回数は、同一の住宅に対し1回限りとする。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、前条第1項第3号に規定する契約を締結し、村内において自らが居住するための住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に対象システムを設置する者で、補助金の交付申請をした年度内に設置工事及び当該契約の締結（以下『対象システムの設置等』という。）を完了することができるもの（ただし、当該住宅が自己の所有でない場合は、所有者の承諾書を提出すること）又は新たに対象システムを設置して販売される住宅を購入する者とする。

（補助金の制限措置）

第4条 村長は、納税等の公平感を確保するため、補助金の交付を受けようとする者に村税等（村税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、下水道受益者分担金、下水道使用料、水道料金、清水高原簡易水道料金、その他）の滞納（現年度分は除く。）がある場合は補助の対象から除くものとする。ただし、村長が認めた場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1kw当たり3万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額とする。ただし、太陽電池の最大出力が4kwを超えるシステムにあつては、4kwを限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載された見積書
- (2) 対象システムを設置する住宅等の位置図
- (3) 対象システムの設置予定場所が確認できる写真(施工前)
- (4) 建物立面図又は太陽電池モジュールの配置図
- (5) 対象システムを設置する住宅の所有者の承諾書(当該住宅が自己の所有でない場合に限る。)
- (6) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条に規定する交付申請があつたときは、内容を審査し、相当と認めたときは速やかに補助金の交付を決定し、山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定書(様式第2号)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 申請者が交付決定を受けた後に申請の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするとき(以下これらを「変更等」という。)は、山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金変更等承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 前条に規定する変更等の承認申請があつたときは、内容を審査し、相当と認めたときは山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金変更等承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、対象システムの設置等が完了し、代金の支払いをした日から30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金実績報告書(様式第5号。以下『実績報告書』という。)に次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 対象システムの設置工事代金の領収書の写し(割賦販売の場合は割賦売買契約書の写し)
- (2) 設置状況がわかる写真(太陽電池モジュールの枚数の確認できるもの)(施工後)

- (3) 出来形図面又は太陽電池モジュールの配置図
 - (4) 電力会社との電力受給契約書の写し
 - (5) しゅん工検査の試験記録書の写し
 - (6) 対象システムの出力対比表
 - (7) その他村長が必要と認める書類
- (補助金の確定)

第11条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条に規定する補助金確定通知書を受取った後、申請者は速やかに山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出するものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第13条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合にはその返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書

年 月 日

山形村長 様

〒

申請者 住 所

氏 名

電 話

山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1.設置する 住宅等	所在地	(住所)				
	形態	一般住宅		店舗併用住宅		
	所有者	(住所) 〒 (氏名)				
	取得区分	新 築	購 入	既に居住〔 自己所有 / 借家 〕		
2.電力会社との電灯契約者						
3.工事着手予定日		年 月 日				
4.工事完了予定日		年 月 日				
5.太陽電池最大出力		(小数点2桁未満四捨五入)			.	kw
6.補助金交付申請額		円				
7.製造メーカー名						

- 添付書類
- ・対象システムの設置に要する費用の内訳が記載された見積書
 - ・設置する住宅等の位置図
 - ・設置場所が確認できる写真（施工前）
 - ・建物立面図又は太陽電池モジュールの配置図
 - ・住宅等の所有者の承諾書

山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付申請をするにあたり、村税等納付状況を調査することに同意します。

申請者

印

山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書

様

年 月 日付けで交付申請のありました山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金_____円を、下記の条件を附して交付することに決定しましたので、山形村補助金等交付規則第6条及び山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

山形村長

印

記

- 1 補助事業は、山形村補助金等交付規則（平成23年山形村告示第6号）及び山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（令和4年山形村告示第 号）の定めるところにより実施すること。
- 2 申請者は、次に該当する場合はあらかじめ村長の承認を受けること。
 - （1）申請の内容を変更しようとするとき。
 - （2）事業を中止しようとするとき。
- 3 対象システムの設置等を完了し、代金の支払いをした後、定められた期間内に実績報告書を提出すること。
- 4 補助事業に要する経費を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存すること。

様式第3号（第8条関係）

山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金変更等承認申請書

年 月 日

山形村長 様

〒

申請者 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け山形村指令 山役住第 号 で交付決定を受けた山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金につきまして、申請の内容を下記のとおり変更したいので承認してください。

記

1 変更等の内容 [申請内容変更 ・ 事業の中止]

2 内容変更の詳細

3 変更後の補助金額 _____ 円

様式第4号（第9条関係）

山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金変更等承認通知書

番 号

様

年 月 日付で申請のありました山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金の変更等の承認につきまして、下記のとおり承認し決定したので、山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

山形村長

㊟

記

承認事項

(1) 変更等の内容 [申請内容変更 ・ 事業の中止]

(2) 変更後の補助金交付決定額 _____ 円

備 考

様式第5号（第10条関係）

山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金実績報告書

年 月 日

山形村長 様

〒

申請者 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け山形村指令 山役住第 号 で交付決定を受けた山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金に係る事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

補助金等の交付決定年月日	年 月 日
補助金の交付決定額	円
対象システムの概要及び工事費内訳	(別紙)
事業完了年月日	年 月 日
補助金の確定を受けたい額	円

※申請の時点で山形村以外に住所があった方 山形村に転入した年月日	年 月 日
-------------------------------------	-------

添付書類

- 対象システムの設置工事代金の領収書の写し
- 設置の状況がわかる写真（太陽電池モジュールの枚数がわかるもの）（施工後）
- 出来形図面又は太陽電池モジュールの配置図
- 電力会社との電力受給契約書の写し
- しゅん工検査の試験記録書の写し
- 出力対比表

(2) 工事費内訳

ア 建築総工事費 _____ 円 (※新築の場合のみ記入)

イ 建築延床面積 _____ m²

ウ 太陽光発電システム工事費内訳

※他の項目と一括の金額となる場合は、備考欄にその旨を記入してください。

項目	型式	数量	単価	金額(円)	備考	
材 料 費	太陽電池モジュール					
		計				
	架台					
	接続箱					
	直流側開閉器					
	インバータ・保護装置					
	発生電力量計					
	余剰電力販売用電力計					
	電線配線器具					
材料費計						
工事費						
その他雑費						
小計						
消費税						
合計						

太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

太陽電池モジュール型式													
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

規定値(JIS) 公称最大値[W]				.	
-------------------	--	--	--	---	--

番号	製造番号	測定値 最大出力「W」
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		

番号	製造番号	測定値 最大出力「W」
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		

◎メーカー又はメーカー系販売会社を作成する場合以外は、梱包に同梱の製造番号票の写しを添付願います。

◎記入欄が不足する場合は別紙で作成してください。

山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金確定通知書

様

年 月 日付けで実績報告のありました山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金につきまして、下記のとおり額を確定しましたので、山形村補助金等交付規則第13条及び山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

山形村長



記

補助金等の交付決定年月日及び番号	年 月 日 山形村指令 山役住第 号
事業完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の確定額	円

様式第7号(12条関係)

山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書

年 月 日

山形村長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け山形村達 山役住第 号 で額の確定を受けた山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金を下記により交付されるよう請求します。

記

請求金額 _____ 円

【 振 込 口 座 】

金 融 機 関	_____ 支店
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
フリガナ	

※振込口座は、申請者本人の名義のものに限る。